

## 情報基盤整備に関する記述の主な論点

### 1. 基本指針における主な記述箇所

- ・ 現行基本指針の記述では、Ⅰ 第三 P12 に、総論的な記述がある。また、Ⅲ 第七 P63 に、都道府県の行う調査について言及がある。

### 2. 記述内容の重複の整理

- ・ 科学的な情報基盤の総論として、「鳥獣の保護又は管理の目標の設定に当たっては、適切な情報公開の元に、関係者と合意形成を図りつつ、科学的な知見に基づいて計画的に進めていくことが必要」、「生態学的な考え方に基づいた事業の実施やモニタリング、事業実施結果の評価等が不可欠」、「鳥獣の生態や被害防除対策等に関する調査研究・技術開発、効率的な捕獲情報等の収集や評価手法の確立・普及、個体数推定等の生息情報の整備等を進める」との趣旨の記述は、全文を通じて繰り返し見られる。
- ・ 制度運用等にあたって、生息状況等の「情報を収集し、動向を把握し、評価を行い、必要性に応じて順応的に見直すよう努める」、「情報は、関係者間において必要に応じて共有する」との趣旨の記述が繰り返し見られる。

この科学的な知見に基づく順応的な保護管理の考え方は重要ではあるが、各制度共通の事項であり、当然のこととしてまとめ、新構成案「Ⅰ 第 3」に大まかな考え方を記述し、Ⅲ 第七に具体的に記述する。なお、個別の課題で、特に収集すべき情報がある場合は、各制度の運用の箇所に、具体的に記述する。

### 3. 記述の主な論点

以下の論点を踏まえ、記述の方向性を検討する。

- ・ 評価の考え方を記述し、鳥獣の捕獲に際して、収集すべき情報項目については、各制度の運用の箇所に個々に記述する。
- ・ 指定管理鳥獣については、捕獲に関する既存の情報（捕獲した種、捕獲位置情報、捕獲した数）に加え、捕獲効率と目撃効率の算定に必要な情報（捕獲努力量、目撃数）を、鳥獣の保護管理において全国共通の規格で統一して収集する情報として記述する。これらは、環境省が新たに整備する捕獲等情報収集システムにおいて収集する。なお、狩猟、許可、事業のそれぞれで収集する情報の精度は区別するものとする。
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する評価については、これを基礎情報として、各都道府県において、事業の目的ごとに、必要な情報を集めて、実施することとする。